

本日現在の徴収金および給食費ならびに就学援助制度の予定を、次のとおりにお知らせします。
なお、今後の状況により、内容を変更する場合がありますことを、ご理解ください。

<徴収金について>

- ①**児童費** (漢字ドリルや遠足交通費などの費用) の納入は、学校再開後に予算書を配付した後、3回の口座振替 (5月26日、6月26日、7月27日) で総費用を納入いただく予定です。
- ②**積立金** (5年林間学習と6年修学旅行にかかる費用) の納入は、上記児童費の納入を終えた翌月から4～5回の口座振替で総費用を納入いただく予定です。4年生時に5年林間学習の費用を、5年生時に6年修学旅行の費用を納入いただいています。
上記児童費の予算書を配付する際に、予定の納入月と金額をお知らせし、より詳しいものを、納入いただく前月に予算書として配付する予定です。
- ③**PTA会費** は、8月26日の口座振替で1年分 (申込口数×1000円×12ヶ月) を納入いただく予定です。

※上記より、4月に学校に納入いただく金銭はありません。

※児童費および積立金の1回あたりの口座振替額は、学年により異なりますが、3,000～5,000円を予定しています。

<給食費について>

- ①昨年度までは、毎月10日前後にその月分の給食費の口座振替を行っていましたが、
令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急的な措置として、全児童から給食費を徴収しません。
- ②令和2年3月の給食を実施しなかったことによる給食費についてのお知らせを、5月7日以降に配付しますので、ご確認ください。

<就学援助制度について>

- ①申請期間は、現時点では延長の予定はありませんので、
税情報を利用される場合は、「申請書」と「該当する場合の書類 (ひとり親を証明するもの・賃貸契約書のコピー)」を5月15日 (金) までに、
税情報を利用されない場合は、「申請書」と「申請理由を証明する書類」と「該当する場合の書類 (ひとり親を証明するもの・賃貸契約書のコピー)」を6月30日 (火) までに、
学校へ郵送または持参してください。

<この文書の内容について、ご不明な点がある場合は、今川小学校事務室までお問い合わせください。>